

村山市監査委員公告 第 18 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 6 年 11 月 14 日

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監査の対象 農林課
2. 監査の期間 令和 6 年 10 月 28 日から令和 6 年 11 月 14 日まで
3. 監査の範囲 令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 次のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

【注意事項】村山市雪室施設管理運營業務委託契約の実績報告について

当該業務委託に基づき相手方から提出された実績報告書には、収支に係る報告が含まれておらず、実施事業の効果の検討等ができない状況となっている。